

副 本

令和元年（ワ）第172号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 久 和 進 外4名

令和2年9月2日

証 拠 説 明 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

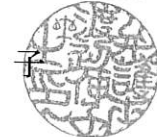
被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第2号証の7

証拠の標目	臨時報告書 (金融庁ウェブサイト https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/E01EW/download?1595998788433&uji.bean=e.bean.parent.EECommonSearchBean&uji.verb=WOEZA104CXP001003Action&SESSIONKEY=1595998788004&s=S100J5Z0 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年7月3日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、補助参加人が、関東財務局長に対して提出した報告書である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・令和2年6月25日に開催された補助参加人の第96回定時株主総会において、補助参加人提案の第3号議案(取締役11名選任の件)の採決に際しては、株主である原告1名から、本件被告である久和進、金井豊及び石黒伸彦の3名を取締役に選任しな

い趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第3号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されていること（準備書面(4)第1の2（3頁）：本書証2，4，5頁）

- ・被告尾島志朗及び同水野弘一は、現在、補助参加人の取締役ではないこと（準備書面(4)第1の2（3頁）：本書証2，4頁）
- ・補助参加人の第96回定時株主総会において、本件原子力発電所を再稼働しない、廃炉とすべきなどとする原告らの株主提案がなされ、補助参加人の取締役会は、これら株主提案のすべてに反対の立場を明らかにしているところ、かかる株主提案はいずれも下記のとおり圧倒的大差で否決されていること（準備書面(4)第1の3（3，4頁）：本書証3，5頁）

第5号議案（志賀原子力発電所の廃炉措置）

賛成率は4.5パーセントに過ぎない。

第6号議案（原子力本部の業務の抜本的見直し）

賛成率は3.7パーセントに過ぎない。

第7号議案（プルトニウムの分離および利用の禁止）

賛成率は3.8パーセントに過ぎない。

乙第3号証の7

証拠の標目	第96回定時株主総会招集ご通知
原本・写しの別	原本
作成年月日	令和2年6月4日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が、第96回定時株主総会の開催に当たり作成したものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・被告ら及び補助参加人は、第96回定時株主総会の開催に際し、会社法等の関係法令に基づき、招集通知によって、添付書類（事業報告等）、株主総会参考書類（補助参加人提案議案である第1号議案ないし第4号議案のほか、原告らをはじめとする一部の株主による株主提案である第5号議案ないし第10号議案の内容及び提案理由を詳細に記載）等を各株主に送付したこと（準備書面(4)第1の1（2頁）） ・被告らが、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにし、「供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから、ベースロード電源として重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。」と明記したこと（準備書面(4)第1の2（2，3頁）：本書証26頁）

・被告尾島志朗及び同水野弘一は、現在、補助参加人の取締役ではないこと（準備書面(4)第1の2（3頁）：本書証6ないし10，33，34頁）

・原子力発電に関連し、原告らを含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われたこと（準備書面(4)第1の3（3，4頁）：本書証14ないし17頁）

第5号議案（志賀原子力発電所の廃炉措置）

第6号議案（原子力本部の業務の抜本的見直し）

第7号議案（プルトニウムの分離および利用の禁止）

（なお、上記の株主提案は、いずれも圧倒的大差で否決されている：乙第2号証の7参照）

乙第36号証の7

証拠の標目	<p>第96回 定時株主総会の概要</p> <p>(補助参加人ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/20062502.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和2年6月25日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、補助参加人が公表したプレスリリースである。</p> <p>本書証によって、被告ら及び補助参加人は、令和2年6月25日に開催された補助参加人の第96回定時株主総会において、株主に対し十分な発言の機会を確保し、かつ、質問・意見等に対して丁寧な説明を行った上で、株主提案を含む各議案の採決を行ったこと(準備書面(4)第1の1(2頁))を明らかにする。</p>